

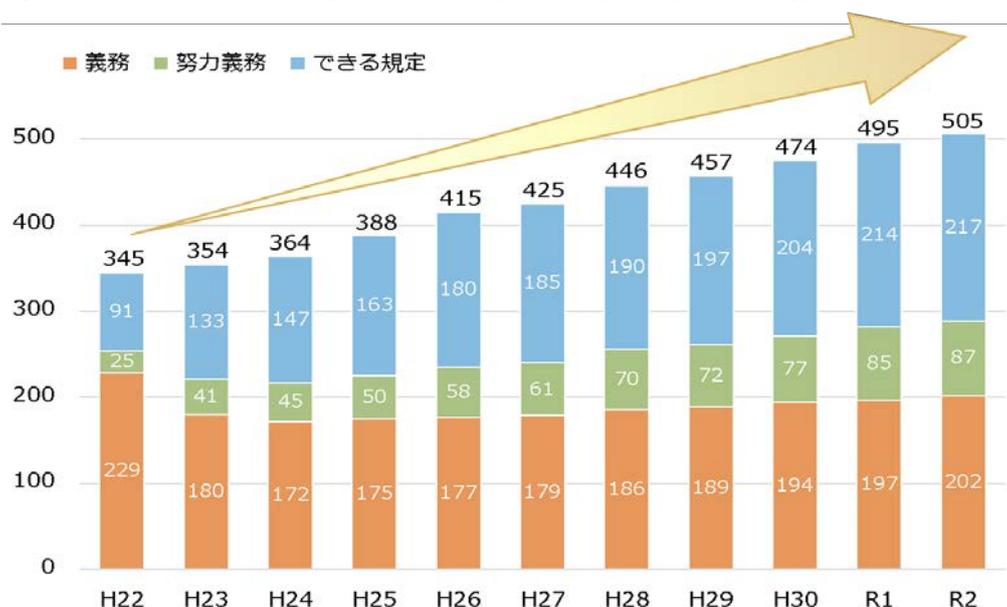
「計画策定等における地方分権改革の推進に向けて」の概要

第1 計画策定等に関するこれまでの議論の経緯

(1) 地方分権改革推進委員会勧告及びそれに基づく見直し

- 第2次勧告では、義務付け・枠付け規定の全体像を整理した上で、存置してよいかどうかのメルクマールを設定
- 第3次勧告では、さらに計画等の策定及びその手続に関する義務付け・枠付けについて見直し
- 第1次及び第2次一括法等で、義務規定の廃止や努力義務化等の措置が講じられた

(2) 第3次勧告以降における計画等の策定に関する法律の条項数の推移



(3) 令和3年地方からの提案募集における重点的取組み

- 計画策定等を重点募集テーマとし、地方から 29 件の提案
- 引き続き、見直しが必要であるとの問題意識から、地方分権改革有識者会議において「計画策定等における地方の自主性・自立性の確保について」了承
- 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)において、「地方公共団体に対して一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけの在り方については、地方の自主性及び自立性を高めるための検討を引き続き行う」ことが明記

(4) 令和3年地方からの提案募集における計画策定等の主な見直し

- 「計画等の策定義務の廃止を求めたもの」は、直ちに廃止に至ったものはなし
- 「既存計画等との統合や一体的策定を可能とすることを求めたもの」は、その旨を明確化する対応が多く得られた
- 「計画等の内容に係る見直しを求めたもの」は、義務的記載事項の簡素化の成果が得られた
- 「計画等の策定に係る手続の見直しを求めたもの」は、必須とされた手続の見直しや策定マニュアルの弾力化等の成果が得られた
- 「計画等の策定期間の弾力化を求めたもの」は、可能であることを明確化する対応が一部得られた

第2 計画策定等をめぐる課題と論点

(1) 計画策定等に関する国の働きかけが増加する背景

- 地方分権改革における見直しで、国から地方公共団体への関与が限定的になったこと
- 直接的な義務付けに比べ、地方の自主性・自立性に配慮したように見え、PDCA サイクル等による改善を目的に、計画等の策定が望ましい形態と考えられるようになってきたこと

(2) 計画策定等に関する現状と課題

- H23 から R2 において法律により新たに規定された計画等の策定に関する条項数では、義務規定(+41)に比べ、努力義務規定(+46)、「できる」規定(+98)が増加
- 財政措置の前提条件となるなど、義務付けでなかったとしても、策定を迫られる構造により、実質的な義務付け
- 法令上に明文の規定なしに、通知等で計画等の策定を求めるケースもある
- 地方公共団体の事務負担は、「逆三角形の構造」で現場の負担を増す
- 計画策定等に係る負担が大きくなりすぎた結果、計画等を策定すること自体が目的化し、必要な施策の実施が二の次となる本末転倒の状況に陥ってはならない

(3) 見直しの対象とすべき計画策定等の範囲

- 私人の権利・義務に関わる規制や税制上及び法制上の特例措置の前提となるもの等は、計画等を必須とする制度設計自体は否定されるべきではない
- 財政上の特例措置の前提としての計画等は、地方分権に親和的であるケースと、そうでないケースの二つの側面がある
- 対象を「法令上の根拠の有無を問わず、地方公共団体に対して計画等の策定を求めているものすべて」とした上で、以下の2つに区分して見直しを進めるべき
 - ① 計画等の策定そのものを廃止又は他の手段に代替すべきもの
 - ② ①以外で、その内容及び手続について見直しを求める必要があるもの

第3 令和4年地方からの提案募集における計画策定等の見直しの考え方

- 令和4年地方からの提案募集において、以下の視点等を踏まえ重点的に募集し、検討すべき
- 内閣府は関係府省に対し、同様の見直しを要請すべき

(1) 計画等の策定そのものを廃止又は他の手段に代替すべきもの

- (ア) 国が数量や状況を把握することを主たる目的とするもの
 - (イ) 実質的に市町村が策定する計画等の内容のとりまとめが主たる目的となっているもの
 - (ウ) 地方公共団体やその他の団体が策定する他の計画等と策定の趣旨や目的が重複しており、別途新たな計画等を策定する意義が乏しいと考えられるもの
 - (エ) 政策上実質的な役割が認められない又は既に役割を終えていると考えられるもの
 - (オ) 計画等の策定をすることで得られる効果と比べ、人員や予算上の負担が大きくなっていると考えられるもの
- 以下に該当するような計画等にあつては、国が地方公共団体に対し計画策定等を求めるという手法が許容され得るものとして留意
 - i. 全国的な総量規制・管理のために必要なもの
 - ii. 国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に対して国民を保護するための事務であつて、全国的に統一して定めることが必要とされるもの
 - iii. 私人の権利・義務に関わる行政処分の直接的な根拠となっているもの
 - iv. 国が税制上、法制上の特例措置を講ずる直接的な根拠となっているもの

(2) (1)以外で、その内容及び手続について見直しを求める必要があるもの

- (ア) 義務的な(実質的に義務と同じと考えられるような場合を含む。以下同じ。)記載事項を簡素化・弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの
- (イ) 策定の過程で義務的な事前調査や審議会等での審議、意見聴取の手続等を簡素化・弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの
- (ウ) 義務的な国等への許可・認可・承認・認定等や公表に係る手続等を簡素化・弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの
- (エ) 義務的な計画期間の設定を弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの(計画期間をそろえることができれば、類似の複数の計画等と統廃合することができる場合を含む。)
- (オ) 地方公共団体が既に策定済みの計画等と統合(分野別基本計画等の中に記載を加えることを含む。)して策定できることを明確化すべきもの
- (カ) 他の地方公共団体と共同で策定できることを明確化すべきもの

第4 計画策定等における基本的な考え方

- 以下の原則について、政府の方針として定めた上で、各府省自ら遵守に努めるとともに、法令上の措置については、内閣府においてチェックを行うべき
 - ◇ **国が地方公共団体に対し、法令上新たな計画等の策定の義務付け・枠付けを定める場合には、累次の勧告等に基づき、必要最小限のものとするに加え、努力義務やできる規定、通知等によるものについても、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、真に必要な場合であっても、計画等の内容や手続については、地方公共団体の判断にできる限り委ねることを原則とすべき**
 - ◇ **併せて、計画等は、特段の支障がない限り、策定済みの計画等との統合や他の地方公共団体との共同策定を可能とすることを原則とすべき**

- それぞれの制度を所管する各府省において、以下の点に十分留意することが必要
 - ◇ 計画等に関する義務的な国等への協議や報告、公表などの手続について、真に必要なものに限定することとし、原則不要とすること
 - ◇ 計画等に関する記載内容やその策定方法、策定に当たっての意見聴取手続等の義務付け・枠付け(実質的に義務と同じと考えられるような場合を含む。)については、私人の権利保護や公平性確保の観点等、真に必要なものに限定すること
 - ◇ 計画等の策定に要する地方公共団体の事務負担が、その権限や規模に照らして、適切な水準となるよう十分配慮すること
 - ◇ 自治事務に関する計画等に関し、地方公共団体に示されている通知や策定マニュアル等については、技術的助言であることを通知上、明確化すること
 - ◇ 計画等に関し、その制度や枠組みを創設あるいは変更しようとする際には、地方公共団体の意見を十分聞くこと
 - ◇ デジタル技術の活用による情報連携等を通じ、計画策定等に関する地方公共団体の事務負担の軽減を図るとともに、地方公共団体が計画以外の適切な手法を選択することを可能とするなど、デジタル化を通じた地方公共団体の政策立案の効率化を検討すること

- 今後、令和4年地方からの提案募集の内容の分析・検討等を進め、計画策定における基本原則及び留意事項の更なる検討を進めるべき